

男性の育児休業取得促進事業奨励金 Q & A

【奨励金支給の流れ】

- ① 育児休業（公休日を含む連続1か月以上）を取得
- ② 職場へ復帰
- ③ 職場復帰から1か月勤務する
- ④ 申請書を提出（③から1か月以内）
- ⑤ 提出書類の内容確認後、奨励金を支給

【中小企業等の要件について】

Q 1 中小企業等の定義を教えてください。

- A 1 要綱上の中小企業等とは「常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等」のことを目指します。
なお、常時雇用者には、正社員だけではなく、パート、契約社員、アルバイトの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含まれます。
- ①期間の定めなく雇用されている者
 - ②一定の期間を定めて雇用されているものであって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

Q 2 常用雇用者数が支店単位で300人以下ですが、全支店合わせると300人を超える場合は対象となりますか。

- A 2 常用雇用する労働者が全事業所併せて300人以下の企業・法人等であることが要件であるため、対象外となります。

【申請者の要件について】

Q 1 市外の事業所で働いていても対象となりますか。

- A 1 新潟市に本社を置く企業の市外の事業所に勤務している場合には対象となります。

Q 2 育児休業開始時から本奨励金の申請までの間に、勤務場所が市内事業所から市外事業所（同一社内）に変更になりました。対象となりますか。

- A 2 新潟市に本社を置く企業にお勤めの場合は対象になります。
新潟市外に本社を置く企業にお勤めの場合は、育児休業開始時から本奨励金の申請時まで継続して市内の事業所に勤務していただくことが必要ですので、対象になりません。

【対象となる育児休業の取得について】

Q 1 奨励金支給要件の「連続する1か月以上」の考え方を教えてください。

A 1 育児休業を取得した期間が1か月以上であることが支給要件となります。申出をした期間に公休日が含まれていても支給対象となります。

Q 2 「1か月以上の育児休業」の考え方を教えてください。

A 2 例1)ある月の24日から育児休業を開始した場合
→翌月の23日まで休業することが必要

例2)2023年1月1日から育児休業を開始した場合
→2023年1月31日まで休業することが必要

Q 3 出生時育児休業（産後パパ育休）として取得した育児休業も支給の対象となりますか。

A 3 対象となります。ただし、出生時育児休業は28日間しか取得できないため、通常の育児休業と組み合わせて、連続する1か月以上を満たすことが要件となります。

Q 4 育児休業を年次有給休暇の取得として処理した場合、支給対象となりますか。

A 4 奨励金の支給対象は、育児・介護休業法に基づく育児休業の取得です。休暇管理上年次有給休暇の取得として取り扱われている場合、支給対象とはなりません。

Q 5 育児休業期間中に就労した場合、就労している日数が1支給単位期間において10日以内（10日を超える場合は80時間以内）であれば、要件を満たせば国から育児休業給付金を取得できますが、市の奨励金についても、育児休業期間中に就労した場合は支給対象となりますか。

A 5 本市の奨励金は連続する1か月以上育児休業を取得した方が支給対象となるため、育児休業期間中に就労し、連続する1か月以上を満たさない場合には支給対象となりません。

【市が行う啓発活動への協力について】

Q 1 「市が行う啓発活動に協力すること」とあるが、具体的にどのような協力ですか。

A 1 奨励金支給後に、育休を取得した男性労働者またはその方を雇用する事業主に対して、市が作成する広報誌でのインタビューやイベントへの参加、アンケートのご協力をお願いすることがあります。

【その他支給条件】

Q 1 同じ労働者の別の子（第二子など）についての育児休業も支給対象となりますか。

A 1 支給対象となります。なお、多胎児の場合は一子とみなします。

Q 2 「新潟県パパ・ママ子育て応援プラス認定企業向け助成金」との併給は可能ですか。

A 2 併給可能です。

【申請書類について】

Q 1 育児休業に関する体験記に指定の様式はありますか。

A 1 別記様式第2号が「育児休業に関する体験記」となります。

市ホームページの様式をダウンロードし記載してください。様式に収まりきらない場合は裏面に記載するか、任意の用紙を追加してください。

Q 2 育児休業に関する体験記の字数制限はありますか。

A 2 字数に上限はありませんが、すべての項目に記載のうえ、③の自由記述欄は300字以上記載してください。記載のない項目や③の字数が300字に満たない場合は、再提出をお願いすることができます。

Q 3 育児休業に関する体験記にはどのようなことを書けばよいですか。

A 3 以下の①～③の内容を記載してください。

①家事・育児について

男性が女性とともに家庭生活に参画するためには、夫婦間でコミュニケーションをよくはかることが大切です。1. には、家事・育児についてどのように話し合いを行い、分担したかを記載してください。

(妻 記載欄) は育児休業中や育児休業後の取得者の家事・育児の参画状況について記載してください。

②仕事について

1. 職場内で仕事の引継ぎを行った時期や方法、困難だったことなど
2. 「引継ぎがうまくいったこと」、「もっとこうしておけばよかったこと」など

③自由記述

育児休業中やその前後の様子や行動、感じたこと、考えたことなどを率直に記載してください。具体的には、下記のような内容を想定しています。（すべてを網羅する必要はありません。）

- ・育児休業取得の経緯
- ・育児休業を終えての所感（育休取得により家庭、職場で変わったこと）
- ・周囲の反応・協力
- ・育休取得を検討している方へのアドバイス

Q 4 母子健康手帳の写しを添付する場合はどのページの写しを提出すればよいですか。

A 4 表紙から1ページめくった、市区町村長印が押されているページをご提出ください。

Q 5 納税証明書（新潟市制度用）はどこで発行してもらえますか？

A 5 ふるまち庁舎（古町ルフル）3階の市税事務所市民税課、中央区を除く各区区民生活課、各出張所で発行が可能です。

必ず「新潟市制度用」の納税証明書を申請してください。（間違いが多くあります）

Q 6 納税証明書は写しの提出でもよいですか。

A 6 納税証明書は写しではなく原本を提出してください。

Q 7 申請の手続きや相談は、区役所の窓口でもできますか。

A 7 できません。市役所男女共同参画課が手続きや相談の窓口となります。

Q 8 書類はどこに提出すればよいですか？

A 8 新潟市役所男女共同参画課に提出（郵送でも可）してください。

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1（市役所本館2階）

開庁時間：土日および祝休日・12/29～1/3を除く月～金曜の8:30～17:30

【職場研修について】

Q 1 誰が開催するのですか？

A 1 事業主（主に人事労務担当者）が実施してください。

Q 2 職場研修はどのように行ったらよいですか？

A 2 次の①、②をすべて実施してください。

① 事業所内における男性の育児休業制度の周知

- ・男性の育児休業取得を促進するための資料を用いてください。

資料は下記厚生労働省のホームページを参考とするほか、独自に作成したものでも構いません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

- ・すべての労働者を周知の対象としてください。

（実施例）男性育休周知資料の掲出や職場での回覧など

② 事業所内における、取得者の「育児休業に関する体験記」の共有

- ・育児休業取得者の「育児休業に関する体験記」を用いるほか、取得者へのインタビューなど、独自に行っていただいて構いません。

※取得者のプライバシーなどに配慮して共有してください。

（実施例）

「育児休業に関する体験記」の社内報への掲載、

取得者とその上司へのインタビューを社内インターネットへ掲載など

※匿名での掲載や、取得者の了承を得た箇所のみの共有でも構いません。

Q 3 研修は全員が参加しなければなりませんか？

A 3 すべての労働者が参加できるのが望ましいですが、欠席者には資料を配布するなど、事業所の実情に応じて実施してください。

Q 4 研修の実施報告はどのようにしたらよいのですか？

A 4 奨励金の申請のダウンロード様式に、「職場研修実施報告書（別記様式第4号）」がありますので、必要事項を記入し、Q 2 に掲げる研修の実施内容が分かるものを添付のうえ、男女共同参画課へ提出してください。